昭和区まちづくりサポーター制度設置要綱

(制度の目的)

第1条 学生を始めとした若い世代の、まちづくり事業への参画と、地域団体、行政 機関との連携を支援するため本制度を設置する。

(サポーターの要件)

- 第2条 サポーターは、個人サポーター及び団体サポーターで構成する。
 - (1) 個人サポーターは、満 18 歳以上 30 歳未満の者とする。
 - (2) 団体サポーターは、次の団体とする。
 - ア 個人サポーターの要件を満たす構成員が2名以上所属しており、かつ代表者 の取り決めのある団体
 - イ 高等学校の課外活動等で、学校がその活動を認めた団体

(サポーターの活動)

- 第3条 サポーターは、事務局が提示する事業の中から参加希望事業を選択し、ボランティアとして参画する。
- 2 サポーターは、原則として、電子メールなどインターネットを介して事務局と連絡を取るものとする。

(対象事業)

- 第4条 本制度は、次に掲げる事業を対象とする。
 - (1) 区内行政機関が主催するイベント等
 - (2) 安心・安全で快適なまちづくりに関する地域活動
 - (3) 区の魅力やまちづくり活動の取材及び広報
 - (4) 緑化活動
 - (5) まちづくりへの提言
 - (6) その他、事務局がまちづくりに寄与すると認めるもの

(事務局)

- 第5条 事務局は、次に掲げる事業を行う。
 - (1) サポーターの募集、登録
 - (2) 対象事業の選定、及びサポーターへの情報提供
 - (3) サポーターと事業主体との連絡調整
 - (4) サポーター参画事業の結果報告

- 2 事務局は、昭和区役所区政部地域力推進室に置く。
- 3 事務局は、本制度を運用するに当たり、名古屋市情報あんしん条例(平成 16 年 名古屋市条例第 41 号。)、名古屋市個人情報保護条例(平成 17 年名古屋市条例第 26 号。) その他関係法令を遵守しなければならない。

(登録)

- 第6条 登録は、次の事項を明記して事務局へ申請する。
 - (1) 個人サポーターについては、氏名、住所、性別、生年月日、電話番号、電子 メールアドレス、学生の場合は学校名
 - (2) 団体サポーターについては、代表者の氏名、住所、性別、生年月日、電話番号、電子メールアドレス、団体名、学生の場合は学校名、並びに当該団体構成員の氏名、性別、生年月日
- 2 申請があった場合には、第2条の要件を審査したうえで登録する。
- 3 サポーターは、登録事項に変更があった場合には、速やかに事務局に届け出なければならない。

(登録抹消)

- 第7条 次のいずれかに該当する場合には、登録を抹消する。
 - (1) 登録抹消の申請があった場合
 - (2) 当該サポーターの年齢が、満30歳になったとき
 - (3) 当該サポーターの言動が、本制度の運営に不利益をもたらすと判断される場合
 - (4) その他、特に必要と認められる場合

(費用負担)

第8条 サポーターが利用する機器に関する経費、インターネット接続を含む通信費 用、交通費、ボランティア保険その他の経費は原則としてサポーターが負担する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本制度に関して必要な事項は事務局が決定する。

附則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。